

羽曳野市食物アレルギー対策委員会設置要綱

制 定 平成 29 年 5 月 31 日

最近改正 令和 5 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、学校給食をはじめとする学校生活における食物アレルギーの対策を図るため、羽曳野市食物アレルギー対策委員会(以下「アレルギー対策委員会」という。)の設置に関して必要な事項を定め、もって羽曳野市の児童生徒が安全で安心な学校生活に資することを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 アレルギー対策委員会は、学校生活における食物アレルギー対策に関する次の事務を所掌する。

- (1) 食物アレルギーのある児童生徒の状況把握及び対応方針に関すること。
- (2) 学校生活における食物アレルギー対応の手引きの策定及び改定に関すること。
- (3) 学校生活における食物アレルギーに関する情報収集及び調査研究に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げる事項のほか、必要な事項

(組織)

第 3 条 アレルギー対策委員会は、委員若干名で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから羽曳野市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

- (1) 学校長代表
- (2) 養護教諭代表
- (3) 栄養教諭代表
- (4) 保護者代表
- (5) 教育委員会事務局職員
- (6) 食物アレルギーがある児童生徒の保護者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

3 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

4 委員長は、アレルギー対策委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(任期)

第4条 アレルギー対策委員会の委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(会議)

第5条 アレルギー対策委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第6条 アレルギー対策委員会の事務局は、教育委員会事務局学校教育部食育・給食課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、アレルギー対策委員会の運営に必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。